

書類 番号	17
----------	----

南地振第929号
令和2年11月20日

自治会町内会長 各位

横浜市南区長 松山 弘子

第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第32期スポーツ推進委員の任期が、令和3年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第33期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

1 提出書類

第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

2 提出期限

令和3年2月26日（金）

3 提出先

南区地域振興課 区民活動推進係 前田（61番窓口）

※同封の返信用封筒もしくは、窓口にてご提出いただけますと幸いです。

4 送付書類

- (1) 第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について
- (2) 第33期横浜市スポーツ推進委員 改選事務日程
- (3) 第33期横浜市スポーツ推進委員 推薦要項
- (4) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
- (5) 第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書
- (6) 【参考】スポーツ推進委員の推薦について
- (7) 返信用封筒

【連絡先】

担当：南区地域振興課 区民活動推進係
飛留間・前田
電話 341-1237

第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について

1 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

2 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

3 推薦方法及び人員

自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から 1 名を推薦してください。

ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。

（地区内で人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等と御相談ください。）

4 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※推薦にあたり、若い世代や女性の推薦について積極的にお願いします。

- (1) 20 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 3 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

5 提出書類

第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

6 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 3 年 2 月 26 日（金）
- (2) 提出先 南区地域振興課 区民活動推進係 前田（61 番窓口）
※同封の返信用封筒もしくは、窓口で提出。

第33期横浜市スポーツ推進委員 改選事務日程

関連事務	事務経路	日程(予定)
市連会で依頼	スポーツ振興課 → 市連会	11月12日(木)
推薦依頼関係書類の送付	スポーツ振興課 → 各区	11月上旬
区連長会への依頼	各区 → 区連会	11月中旬から下旬
推薦依頼関係書類の送付	各区 → 自治会町内会	11月下旬～12月上旬
推薦報告書の提出	自治会町内会 → 各区	2月26日(金)
スポーツ推進委員推薦書の提出	各区 → スポーツ振興課	3月12日(金)
委嘱の通知・関係物品の送付	スポーツ振興課 → 各区	3月中旬
委嘱状伝達式案内状の送付	各区 → 各区スポ推	3月中旬
委嘱状伝達式	各区 → 各区スポ推	4月上旬
任期満了挨拶状の発送	各区 → 各区旧スポ推	4月上旬
推薦者宛てお礼状の発送	各区 → 自治会町内会	4月上旬
各区正副会長調査の依頼	スポーツ振興課 → 各区	4月中旬

第 33 期横浜市スポーツ推進委員推薦要項

1 趣旨

現在委嘱しているスポーツ推進委員の任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了するにあたり、スポーツ基本法第 32 条に基づき、新たなスポーツ推進委員の推薦・委嘱を行うため、この要項において必要な事項を定める。

2 委嘱日及び任期

- (1) 委嘱日：令和 3 年 4 月 1 日
- (2) 任 期：2 年（令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

3 推薦方法

- (1) 区長は自治会町内会に候補者の選出を依頼する。
- (2) 区長は選出された候補者をとりまとめ、所定の様式により市長に推薦し、市長が委嘱する。

4 推薦人数

原則として自治会町内会あたり 1 名とする。ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとする。（地区内で人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長などと協議を行うこと。）

5 推薦基準

候補者の選出及び推薦にあたっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 20 歳以上の横浜市在住者であること。
- (2) 新任者は改選期日現在原則 65 歳未満、再任の場合は改選期日現在原則 70 歳未満であること。
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解があること。
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできること。
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できること。

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・世界トライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

※太枠は必須事項です。それ以外は各区任意で結構です。

(推薦者職氏名)

自治会・町内会名

自治会・町内会長名

(フリガナ)				性 別
氏 名				
再任・新任の別	32期末までの勤続年数(再任者のみ)	生 年 月 日	令和3年4月1日現在の年齢	
再任・新任	年 か月		歳	
住 所		電話番号		
〒		(自宅)		
		(携帯)		
Eメール				
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技				
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。				

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

承諾書

令和 年 月 日

私は、横浜市スポーツ推進委員として推薦を受けることを承諾します。

(署 名)

スポーツ推進委員の推薦について

【平成11年1月20日の南区連合町内会長連絡協議会了承事項】

■横浜市青少年指導員・横浜市スポーツ推進委員の推薦人員及び推薦方法（南区）

自治会・町内会 世帯数	推薦人員	推薦方法
1,000世帯以上	原則1名+1名（希望がある場合）	自治会・町内会で、 候補者を選出し、 区長へ推薦する。
1,000世帯未満	原則1名	

ただし、総人員数は、南区全自治会・町内会数の範囲内とする。

【平成23年11月21日の南区連合町内会長連絡協議会了承事項】

■南区の推薦基準の考え方

南区の活発な活動にあたっては、自治会町内会居住者が地域に密着した活動ができる、また、新たな人材を掘り起こし、地域の活動を継承していくことが望ましいと考えます。

推薦要件	青少年指導員	スポーツ推進委員
①居住地	推薦団体である自治会町内会在住者であること。	
②年 齢 (改選期日現在)	新任者は20歳以上65歳未満、 再任者は、70歳未満。	新任者は20歳以上60歳未満、 再任者は70歳未満。

ただし、特段の事情があり、区長が認めた場合はこの限りでない。



変更

【平成30年11月20日の南区連合町内会長連絡協議会了承事項】

横浜市スポーツ推進委員推薦要綱の改正を受け、南区のスポーツ推進委員推薦基準を全市共通の年齢要件に合わせ変更します。

推薦要件	青少年指導員	スポーツ推進委員
①居住地	推薦団体である自治会町内会在住者であること。	
②年 齢 (改選期日現在)	新任者は20歳以上65歳未満、 再任者は、70歳未満。	新任者は20歳以上、 <u>原則65歳</u> 未満、再任者は <u>原則</u> 70歳未満。

ただし、特段の事情があり、区長が認めた場合はこの限りでない。

【平成25年11月20日の南区連合町内会長連絡協議会了承事項】

■推薦の考え方（南区）

連合町内会傘下の自治会町内会数が15未満の地区について、希望者（適任者）がいた場合、15人を超えない範囲で連合単位として推薦できます。

・自治会町内会数が15以上の地区については、特段の事情があり、区長が認めた場合は自治会町内会数を超えない範囲で連合単位として推薦できます。

・推薦者は地区連合町内会長とします。

・総人数は連合推薦も含め、南区全自治会町内会数の範囲内とします。